

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 4 3 号
件 名	「私立高等学校運営費補助金」の継続について
紹 介 議 員	大泉弘，金子益夫
要 旨	<p>去る8月28日に実施されました「事業仕分け」におきまして、「私立高等学校運営費補助金」は「保護者の負担軽減が目的なら学校への補助でなく、奨学金制度にすべきである」として、廃止と結論づけられたとお聞きしています。</p> <p>御承知のとおり、私立高校の運営費の主たる財源は、保護者に御負担いただく「生徒納入金」と県、市からいただく「補助金」（いわゆる「経常費補助金」）です。</p> <p>今年度から、公立高校無償化に伴って「私立高等学校就学支援金」が支給されていますが、この受給者は生徒であり、保護者は恩恵を受けませんが、学校の運営費がふえるわけではありません。</p> <p>市内の私立高校の生徒納入金の平均は、年額およそ38万円（初年度納入金はおよそ55万円）であり、県からいただく、全国トップレベルの「私立高等学校振興補助金」を合わせても、運営費は生徒一人当たり、公立高校の学校教育費（平成20年度は全国平均でおよそ116万円）の4分の3程度というのが実態です。</p> <p>この運営費によって、私立高校はそれぞれ「建学の精神」に基づいて教育を行い、また公立高校とともに公教育の一翼を担って日々全力を挙げて努力しています。</p> <p>貴市からいただいている「私立高等学校運営費補助金」のおかげで、県からいただく額を合わせた生徒一人当たりの補助金は、全国的に見て高水準にあり、大変感謝しています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成22年9月15日 市民厚生常任委員会
受 理	平成22年9月10日 第260号

請願第43号

しかしながら，保護者に御負担いただく生徒納入金は，「私立高等学校就学支援金」の恩恵を差し引いても，なお26万円程度（初年度は43万円程度）であり，県民所得の実態，昨今の経済状況を勘案しますと，これ以上の御負担をいただくことは難しいというのが実情です。

貴市には，これまで「人づくり・教育」を大変重視していただき，市立高校，中等教育学校を運営されている立場から，議員立法で制定された「私学振興助成法」の精神を踏まえた高い視点で御支援を賜り感謝しています。財政多端な折とは存じますが，未来を担うすべての高校生のため，一部ではなく，すべての納税者たる保護者に恩恵が及ぶ「私立高等学校運営費補助金」をぜひとも継続，充実してくださるよう強くお願い申し上げます。